

令和5年9月市議会総務委員会資料

所管事項調査

目次	ページ
1 債権管理条例施行後の未収金の現状について	2～4
2 市有地の処分について	5～10

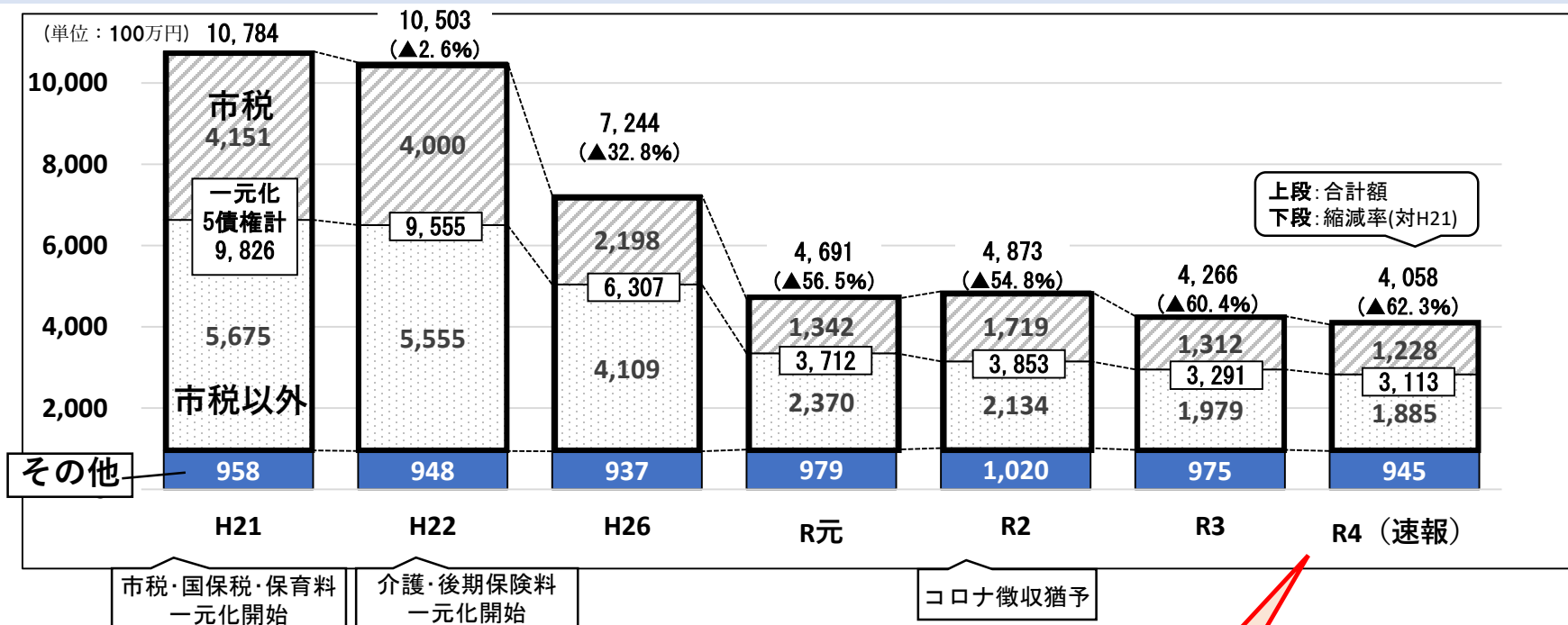
理財部

令和5年9月

1 債権管理条例施行後の未収金の現状について

(1) 収入未済の状況

徴収一元化5債権(市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料)については、縮減されているものの、その他の債権については10億円前後のまま縮減が図れていなかったことから、令和4年4月の債権管理条例施行に伴い、全市的な債権管理の適正化を図る取組みを行っている。



H21年度～R3年度の状況

徴収一元化5債権の未収金
H21年度から約1/3に縮減

その他債権(※)の未収金
H21年度から10億円前後で推移し、縮減が進まなかった。

令和4年度(速報)

市税
未収金：初の12億円台
未収金削減額：約8,400万円

一元化債権(市税以外)
未収金削減額：約9,400万円

その他債権(※)
未収金削減額：約3,000万円

※その他債権

- 生活保護費返還金
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金回収金
- 市営住宅家賃など 約70債権

(2) 債権管理に係る取組み

課題

包括的な基準がなく、全庁統一的な債権管理が行われていなかった。

不良債権に対する統一的な基準がなく、適切な時期に債権放棄の判断ができず、長期間の管理により事務の非効率化を招いていた。

所管課では、債権専任の人員配置が困難で、専門知識及びノウハウが不足していた。

手段

債権管理条例の制定

【令和4年4月1日施行】

効果的な債権管理体制の構築

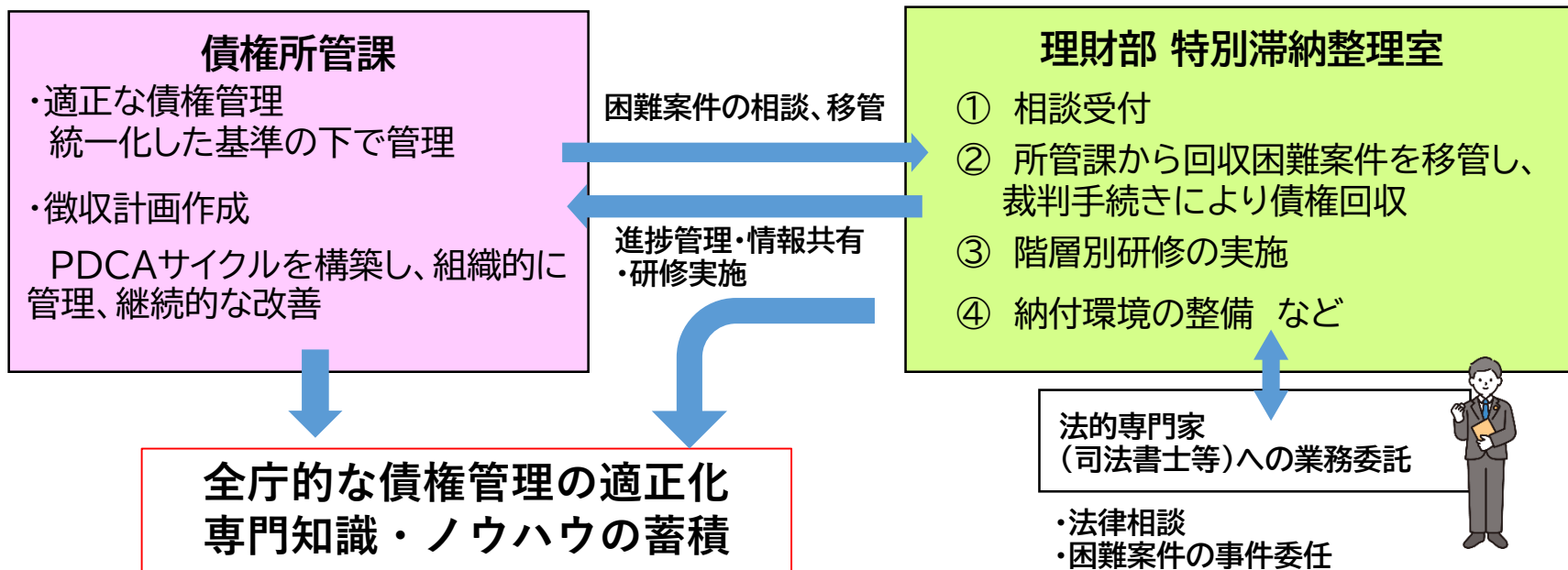
【条例施行と同時に構築】

目的

- ・ 統一的基準による債権管理の適正化
- ・ 明確な要件の下で債権放棄し、回収可能な債権に注力

債権管理の全庁的なバックアップ体制
(組織力向上・人材育成・困難案件の裁判手続き等)

令和4年4月以降の債権管理体制



(3) 取組み方針と効果

取組方針

1. 組織力向上

① マネジメントの向上

所管課ヒアリング
理財部による年3回の定期ヒアリング

徴収計画による進捗管理
所属内の共有・PDCAサイクルの徹底

② 管理の効率化・意識向上

債務者情報共有
法令の範囲内で情報を共有し、管理を効率化

庁内報による情報提供
基礎知識・効果的取組を定期的に発信

2. 人材育成

③ 階層別研修

全庁研修の実施
所属長・担当者(基礎・応用)・採用6年次

④ 相談体制整備

法的専門家との連携体制
司法書士等と連携した相談体制整備・解決までの伴走
【相談件数：285件】

3. 裁判手続き等の適切な措置

⑤ 裁判手続き一括管理

裁判手続きの一括管理
理財部が煩雑な裁判手続を一括して実施
【実施数：8件、3債権】

⑥ 緩和措置の実施

条例に基づく債権放棄
統一化された厳格な要件に基づき、実施

生活困窮世帯への対応
緩和措置、生活支援窓口との連携など

4. 適正・効果的な債権管理体制

⑦ 債権管理体制整備

統一的基準の明確化
基準・マニュアル等の整備

督促手数料の廃止
R5.9月議会提出

母子等福祉資金償還免除
市長の専決事項に追加

⑧ 納付環境の整備

未収金発生防止
納付書キャッシュレス化

業務委託の活用
納付お知らせセンターによる電話催告の委託
【27債権】

具体的取組み

取組効果

組織的取組みによる効果

徴収計画の実行、事務の流れ確立など

母子父子寡婦福祉資金
貸付金返還金

未収金縮減 約8,900千円

学校給食費

未収金縮減 約5,300千円

奨学資金貸付金

未収金縮減 約3,800千円

裁判手続きによる回収効果

法的措置予告

22件 約12,528千円

法的措置実施

3件 約372千円

回収効果合計

25件 約12,900千円

債権管理条例による放棄

厳格な要件に基づく放棄

生活保護費返還金
水道料金 など8債権

792件 12,071,585円

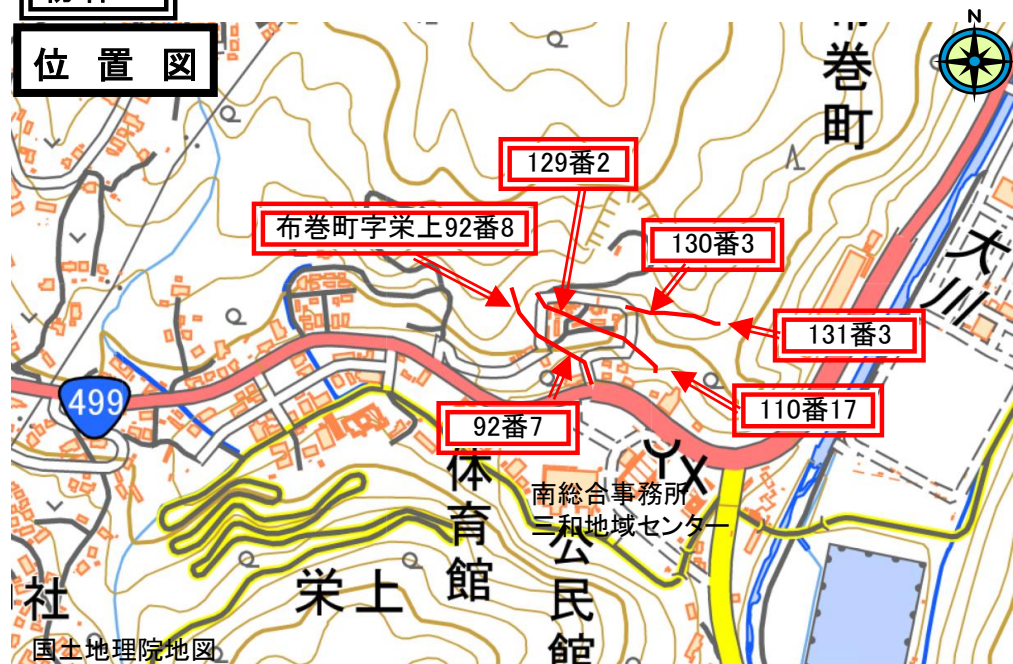
2 市有地の処分について

市有地売払いの結果報告

物件	所在地	地目	地積	予定価格	売却価格	処分方法	相手方
1	布巻町字栄上92番7ほか5筆	雑種地 山林 宅地	283.80m ²	136,000円	300,000円	随意契約	法人
2	田上2丁目105番31、108番14	公衆用道路	65.71m ²	4,014,900円	4,100,000円	随意契約	個人
3	琴海戸根町字橋詰2654番12	雑種地	41.70m ²	133,400円	150,000円	随意契約	個人
4	さくらの里3丁目189番16	公衆用道路	1,184.96m ²	1,610,000円	1,650,000円	随意契約	法人
5	江川町144番3	公衆用道路	2.41m ²	64,100円	80,000円	随意契約	個人
6	岩見町3000番5	公衆用道路	23.79m ²	1,975,000円	2,000,000円	随意契約	法人
7	愛宕4丁目598番4	宅地	2.94m ²	176,400円	200,000円	随意契約	法人
8	琴海村松町字南小島730番8	雑種地	2.10m ²	41,600円	42,000円	随意契約	個人
9	布巻町字栄上110番18	雑種地	10.29m ²	129,000円	129,000円	随意契約	個人
10	三原1丁目218番5	雑種地	32.68m ²	1,650,000円	1,650,000円	随意契約	個人
合計		(土地) (建物)	1,650.38m ² -	9,930,400円	10,301,000円		

物件 1

位置図



物件 2

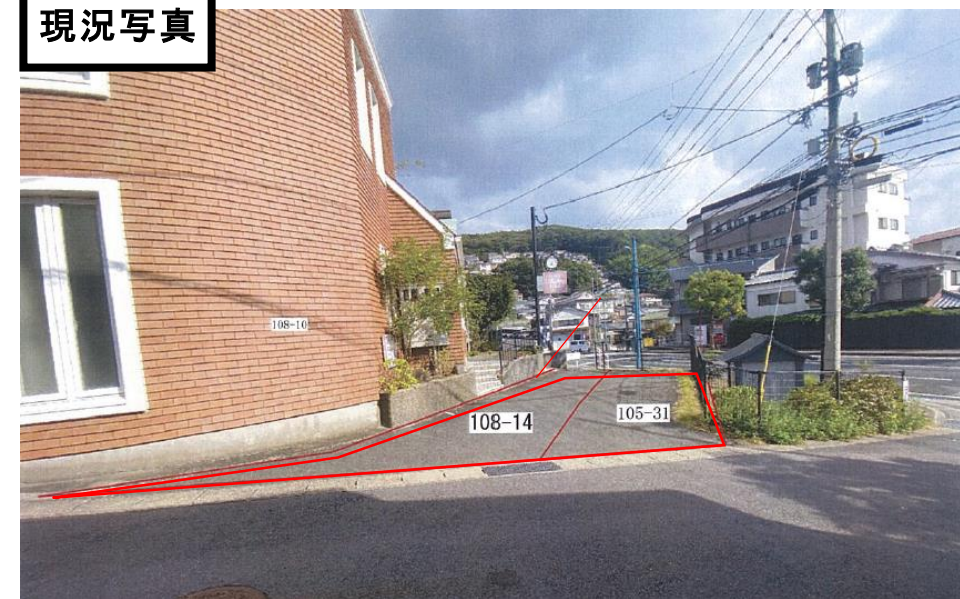
位置図



現況写真



現況写真

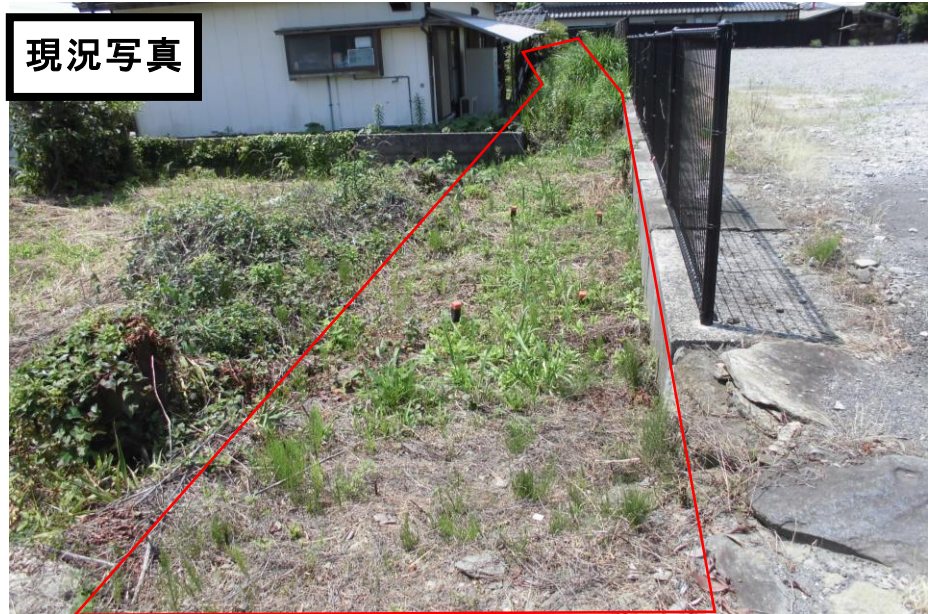


物件 3

位置図

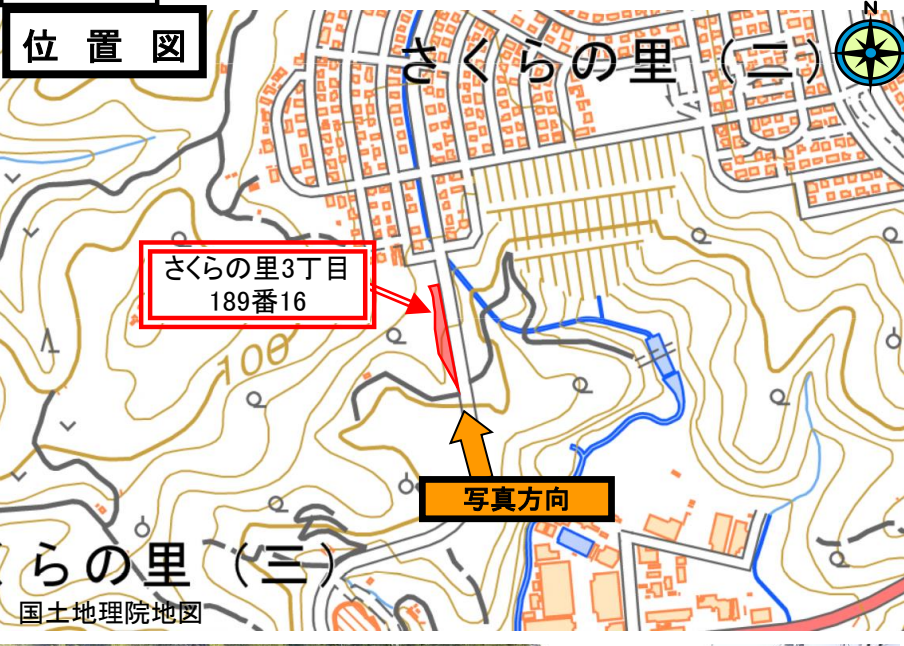


現況写真



物件 4

位置図

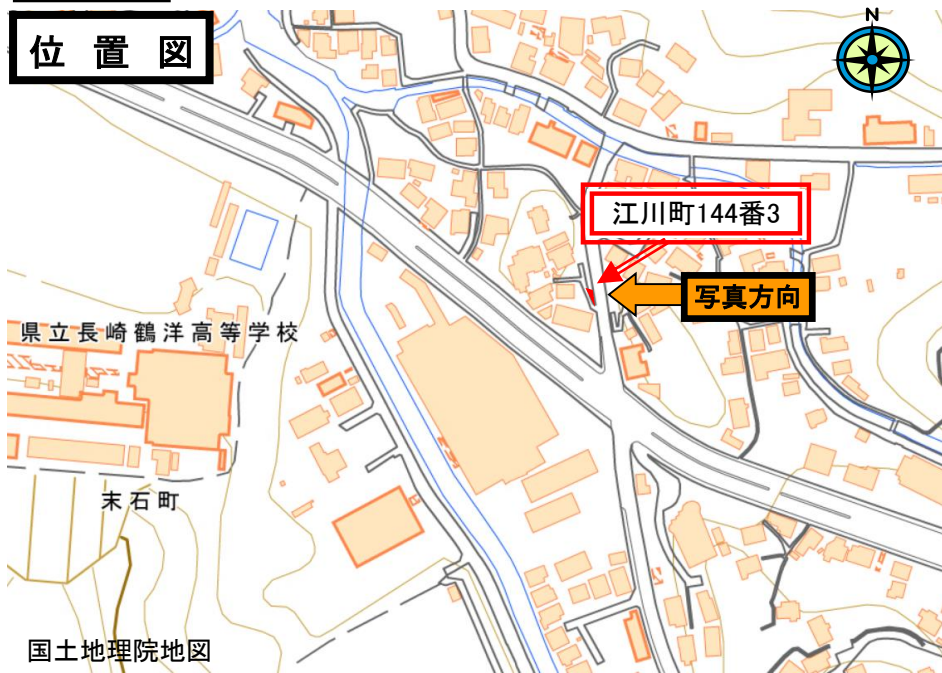


現況写真



物件 5

位置図



物件 6

位置図



現況写真



現況写真



物件 7

位置図

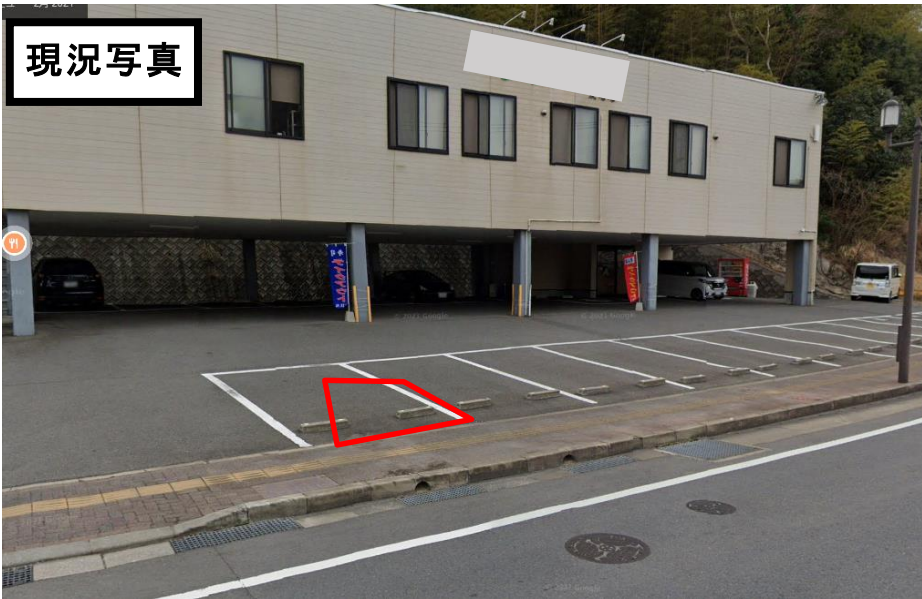


物件 8

位置図



現況写真



現況写真



物件 9

位置図



現況写真



物件10

位置図



現況写真

